

高千穂町障がい者計画

(第5期 令和6年度～令和11年度)

高千穂町障がい福祉計画

(第7期 令和6年度～令和8年度)

高千穂町障がい児福祉計画

(第3期 令和6年度～令和8年度)

令和6年3月

宮崎県 高千穂町

目 次

第 1 章 障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定にあたって

- 1. 計画策定の趣旨 6
- 2. 計画の位置づけ 7
 - (1) 法令根拠と計画の性格・位置づけ 7
 - (2) 計画の対象と期間 8

第 2 章 障がいのある方を取り巻く現状

- 1. 高千穂町の現状 12
 - (1) 人口構成の推移 12
 - (2) 障害者手帳所持者の推移 13
 - (3) 障害支援（程度）区分認定者数の推移 16
 - (4) 障がいのある児童・生徒の就学状況 17
 - (5) 障害福祉サービスの利用状況 19
 - (6) 地域生活支援事業の利用状況 22
 - (7) その他の支援事業の利用状況 23

第 3 章 障がい者計画

- 1. 障がい者計画の基本的な考え方 26
 - (1) 基本的理念 26
 - (2) 基本的視点 26
- 2. 施策の体系 28
- 3. 施策の展開 29
 - (1) 啓発・広報 29
 - (2) 保健・医療 30
 - (3) 福祉サービス 32
 - (4) 教育・就学 33
 - (5) 雇用・就労 34
 - (6) 生活環境 35
 - (7) 社会参加の促進 37

第 4 章 障がい福祉計画

- 1. 障がい福祉計画の基本的な考え方 40

2. 令和 8 年度の数値目標の設定について	42
(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行	42
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	42
(3) 地域生活支援拠点等の整備	44
(4) 福祉施設からの一般就労への移行等	45
(5) 相談支援体制の充実、強化等	47
(6) 個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発改善	47
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	48
3. 第 7 期計画の障害福祉サービス見込量と今後の方策	49
(1) サービス体系	49
4. 障害福祉サービス見込み量	51
(1) 訪問系サービス	51
(2) 日中活動系サービス	53
(3) 居住系サービス	57
(4) 相談支援	59
(5) その他の障害福祉サービス	61
5. 地域生活支援事業	63
(1) 必須事業	63
(2) 任意事業	69
6. その他の支援事業	71

第 5 章 障がい児福祉計画

1. 令和 8 年度の数値目標の設定について	74
(1) 障がい児支援の提供体制の整備等	74
2. 第 3 期計画の障害児福祉サービス見込量と今後の方策	76
(1) 障がい児の保健・相談	76
(2) 障害児福祉サービス体系	76
(3) 子ども・子育て支援等における体制整備	79
(4) 障がい児の教育	79

第 6 章 計画の推進体制

1. 制度の普及啓発	84
2. 関係機関等の連携	84
3. 計画の達成状況の進行管理	84
4. 人材の養成・確保・定着及び資質の向上	85

第1章

障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画
の策定にあたって

- 計画策定の趣旨
- 計画の位置づけ

第1章 障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の 策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

高千穂町では、障がい者計画を「誰もが互いに個性を尊重し、ともに支えあいながら、住み慣れた地域でいきいきと暮らせる地域共生社会の実現」を基本理念として、「障がいのある人の主体性・自主性の発揮」、「障がいのある人に対する理解の推進」、「みんなが参加するバリアフリーの社会づくり」、「連携強化によるネットワークの形成」という4つの視点により、障がい者関連施策を総合的に推進しています。

高千穂町障がい福祉計画は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、国の基本指針に即して障がいのある人の地域生活や一般就労などの支援に向けて目標を設定するとともに、障害福祉サービス等の見込量の設定やその基盤整備に向けた方策などを定めるものです。

高千穂町障がい児福祉計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法により、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「障害児福祉計画」）を定めるものとされています。各計画の見直し時期、計画の始期が同じであることから、「高千穂町障がい者計画」、「高千穂町障がい福祉計画」、「高千穂町障がい児福祉計画」を一体のものとして策定します。

地域共生社会の実現に向け、障がいのある人及び障がいのある児童（以下「障がいのある人等」という。）のニーズ等を踏まえつつ、これからの本町における障がいのある人等の地域生活を支援するためのサービス基盤の整備等に係る計画を策定します。

なお、国際社会共通の目標であるSDGs（持続可能な目標）の実現に向けて、本計画においてもSDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」という視点のもと、持続可能な障がい福祉施策を推進していきます。

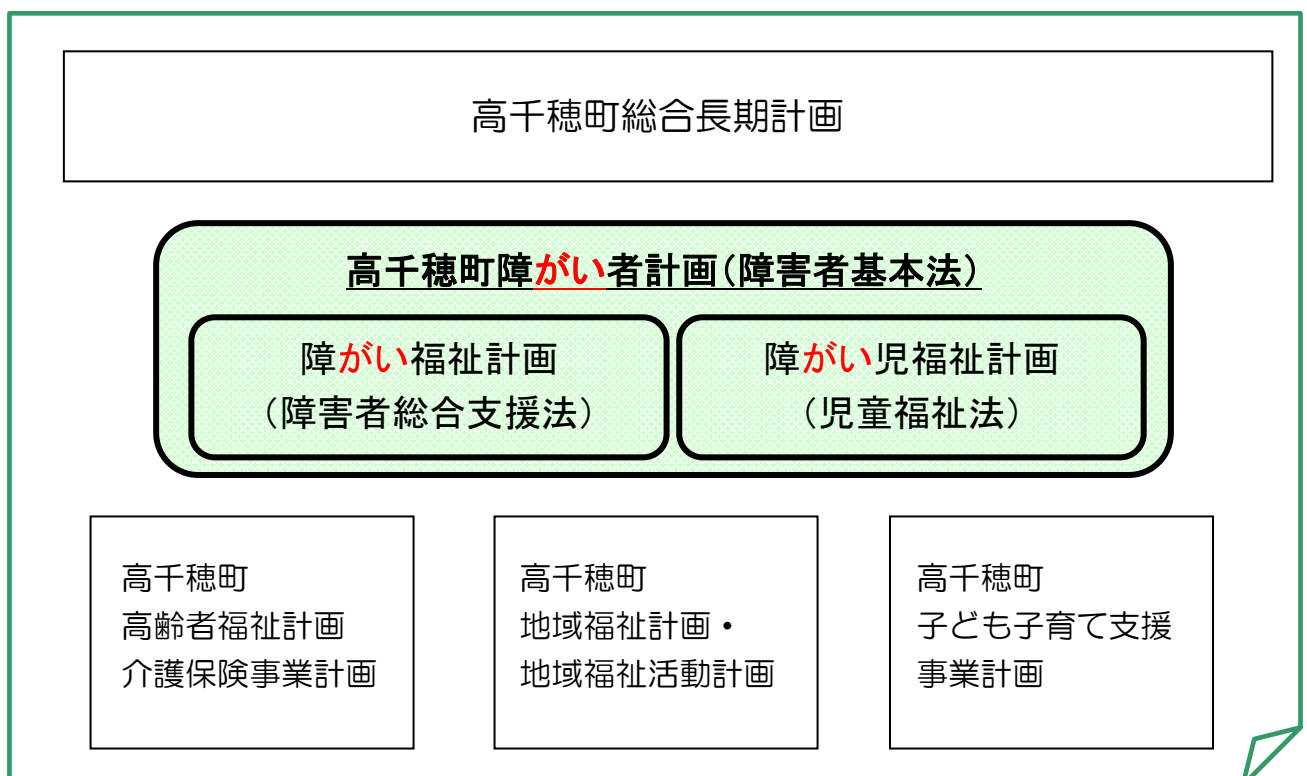
2. 計画の位置づけ

(1) 法令根拠と計画の性格・位置づけ

障害者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」であり、障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定めるものです。障害福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条に定められている「市町村障害福祉計画」であり、障害福祉サービス等の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画となります。また、障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に定められている「市町村障害児福祉計画」であり、障害児通所支援等の確保に関する計画となります。

このため、障害福祉計画及び障害児福祉計画は、障害者計画の中の「生活支援」に関する部分の障害福祉サービス等に関する実施計画としての位置づけとなります。

本計画は、県の「障がい者計画」「障がい福祉計画」をはじめ、本町の上位計画である「高千穂町総合長期計画」及び各分野の福祉計画と整合性を図り策定したもので、本町の障がいのある人のための施策を進めるために基本方針を示すものです。



(2) 計画の対象と期間

本計画で対象とする障がいのある人とは、障害者基本法第2条第1号の規定に基づく「身体障害、知的障害、又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人」、また、同法改正の際の付帯決議にある「難病等に起因する身体又は精神上の障害を有する人であって継続的に生活上の支障がある人」、及び発達障害者支援法第2条第1項の規定に基づく「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害のある人」とします。

高千穂町障がい者計画は「第5期障がい者計画」とし、令和6年度から11年度までの6か年を計画期間とします。また、高千穂町障がい福祉計画は「第7期障がい福祉計画」、障がい児福祉計画は「第3期障がい児福祉計画」とし、令和6年度から8年度までの3か年を計画期間とし、各計画が終了を迎える年度に見直しを行います。

平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
障害者計画 (第4期・H30～R5)						障がい者計画 (第5期・R6～R11)					
					見直し		見直し			見直し	
障害福祉計画 (第5期・H30～)			障がい福祉計画 (第6期・R3～)			障がい福祉計画 (第7期・R6～)			障がい福祉計画 (第8期・R9～)		
					見直し		見直し			見直し	
障害児福祉計画 (第1期・H30～)			障がい児福祉計画 (第2期・R3～)			障がい児福祉計画 (第3期・R6～)			障がい児福祉計画 (第4期・R9～)		

第2章

障がいのある方を取り巻く現状

■高千穂町の現状

第2章 障がいのある方を取り巻く現状

1. 高千穂町の現状

(1) 人口構成の推移

本町の総人口は、令和元年9月末において、12,185人でしたが、令和5年9月末では11,071人と、4年間で1,114人(9.1%)の減少となっています。

年齢階層別にみると、令和元年9月と令和5年9月を比べた場合に、「年少人口」が211人(15.2%)の減少、「生産年齢人口」が816人(14.1%)の減少と、大幅な減少となっています。また、「老年人口」についても、87人(1.7%)の減っており、少子高齢化が進んでいます。

＜人口の推移＞

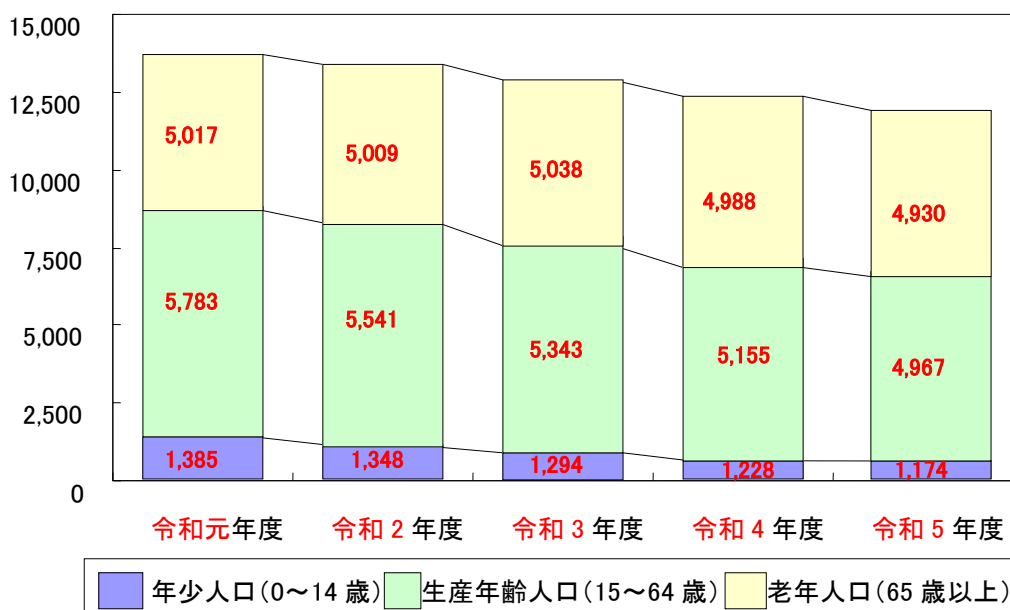
(単位：人)

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
年少人口(0～14歳)	1,385	1,348	1,294	1,228	1,174
生産年齢人口(15～64歳)	5,783	5,541	5,343	5,155	4,967
老年人口(65歳以上)	5,017	5,009	5,038	4,988	4,930
総人口	12,185	11,898	11,675	11,371	11,071

(各年度9月30日現在)

【 高千穂町の人口の推移 】

(人)



(2) 障害者手帳所持者の推移

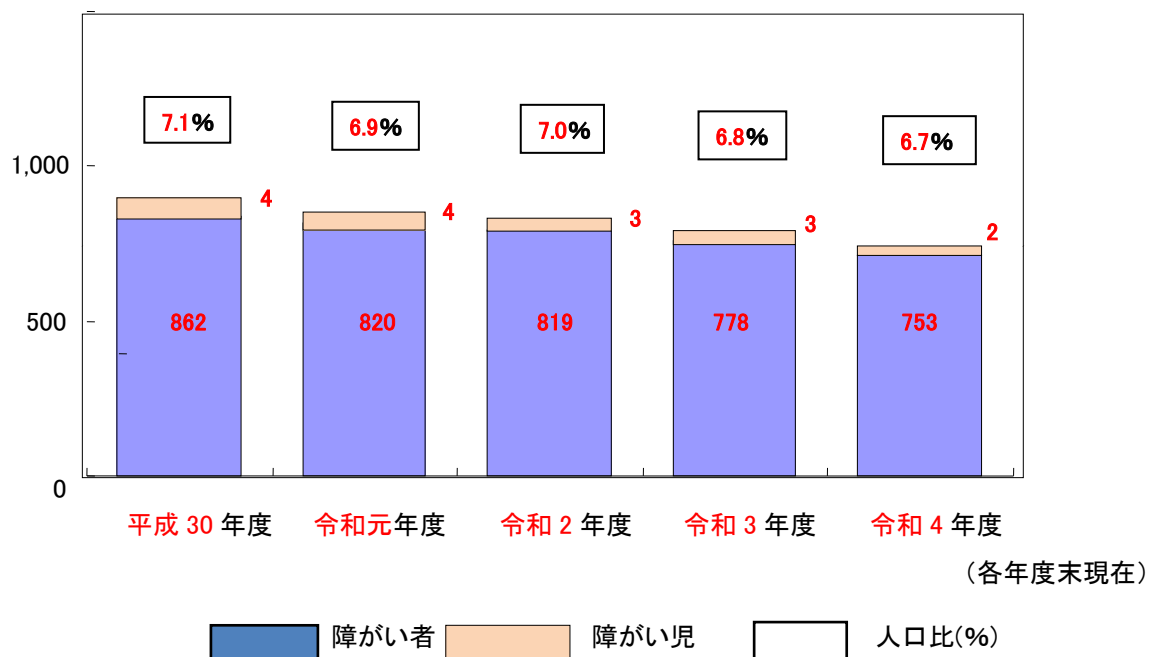
令和5年3月31日現在の障害者手帳所持者は、身体障がい者（身体障害者手帳）が755人（うち障がい児2人）、知的障がい者（療育手帳）が161人（うち障がい児13人）、精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳）が86人となっています。

① 身体障がい者（児）

身体障害者手帳所持者の推移は、減少していますが、人口減少に伴い障がい者の占める割合はほぼ横ばいの傾向にあります。

【 身体障害者手帳所持者の推移 】

手帳所持者数(人)



＜身体障害者手帳所持者の状況＞

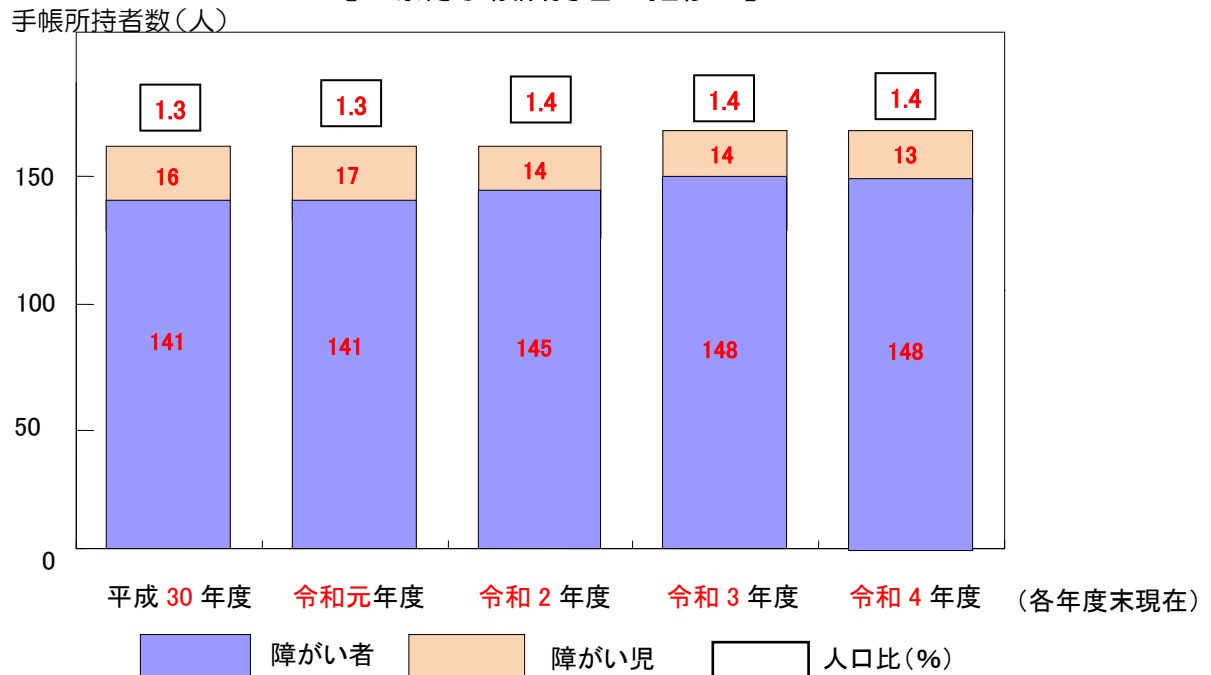
単位：人

		平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
合 計		866	824	822	781	755
年代別	18 歳未満	4	4	3	3	2
	18 歳～64 歳	165	152	144	129	123
	65 歳以上	697	668	675	649	630
障がい 程度別	1 級	214	192	191	185	175
	2 級	108	108	106	103	98
	3 級	127	123	125	119	118
	4 級	301	294	295	276	266
	5 級	62	59	59	55	54
	6 級	54	48	46	43	44
障がい 種別	視覚障がい	57	54	53	51	49
	聴覚・平衡機能障がい	49	45	45	40	45
	音声・言語・そしゃく機能障がい	7	8	9	9	10
	肢体不自由	475	454	454	430	403
	内部障がい	278	263	261	251	248

② 知的障がい者（児）

療育手帳所持者の推移をみると、微増ながら増加傾向にあります。

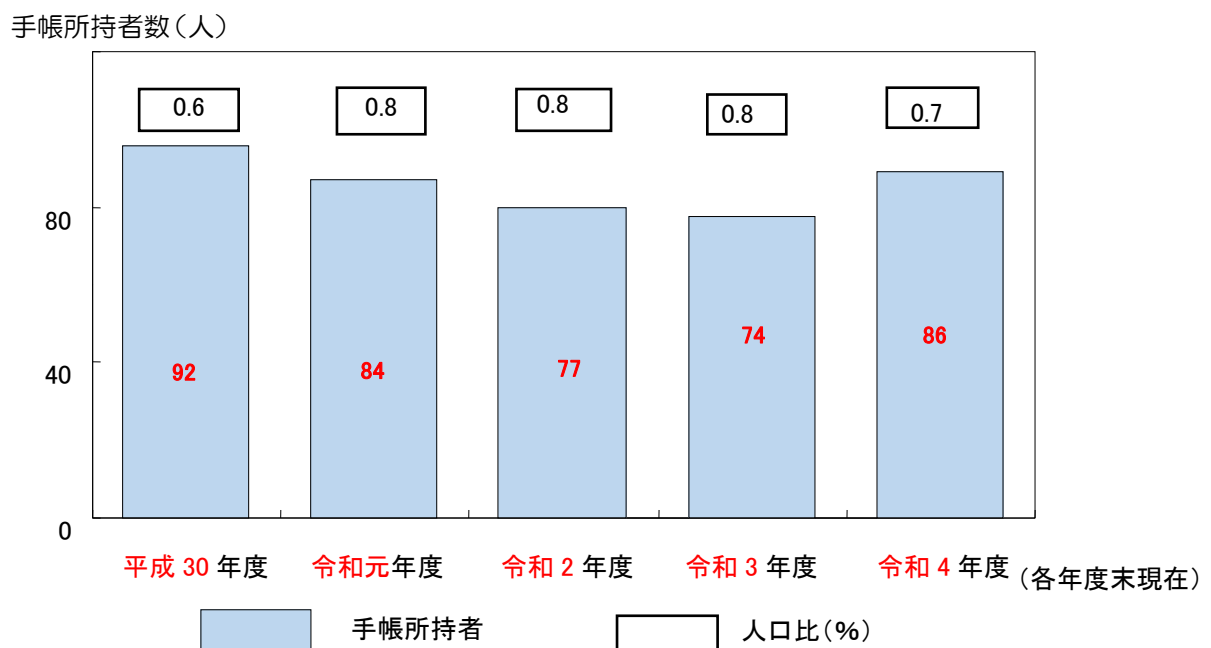
【 療育手帳所持者の推移 】



③ 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成 30 年度以降も80人から90人程度で推移していますが、手帳を所持しなくても自立支援医療の助成が受けられるため、実際の精神障がい者数はこれ以上になると思われます。

【 精神障害者保健福祉手帳の所持者数の推移 】



(3) 障害支援（程度）区分認定者数の状況

令和4年度末には80人の障がい者が区分の認定を受けています。ほぼ横ばいで推移しています。

【障害支援（程度）区分認定者数の推移】

(単位：人)

障害の種類	程度区分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
身 体	区分1	0	0	0	0	0
	区分2	1	2	2	1	1
	区分3	4	2	2	2	5
	区分4	2	4	2	2	2
	区分5	3	3	5	5	2
	区分6	9	9	8	8	10
	小 計	19	20	19	18	20
知 的	区分1	0	0	0	0	0
	区分2	5	2	3	2	2
	区分3	11	12	12	11	9
	区分4	9	7	5	4	6
	区分5	10	10	12	14	13
	区分6	21	22	22	22	23
	小 計	56	53	54	53	53
精 神	区分1	0	0	0	0	0
	区分2	2	2	2	3	3
	区分3	1	3	3	3	3
	区分4	2	1	0	0	0
	区分5	0	0	0	0	0
	区分6	1	1	1	1	1
	小 計	6	7	6	7	7
総 計		81	80	79	78	80

(3月31日現在)

※障害支援（程度）区分とは、支援サービスの必要性（必要時間）を表す6段階の区分で、区分は1～6に分かれ、1は支援の必要性が「低く」、6が支援の必要性が「高い」ということになります。

(4) 障がいのある児童・生徒の就学状況

① 特別支援学級への就学状況

町内には小学校が5校、中学校が2校、県立高校が1校、特別支援学校が1校あります。令和5年5月時点において町内小学校の児童数は506人で、そのうち9人（知的5人 情緒4人）が特別支援学級に就学しています。町内中学校の生徒数は263人で、そのうち9人（知的5人 情緒4人）が特別支援学級に就学しています。多少増減はあるものの、ほぼ横ばいで推移しています。

【公立小の学級編制状況の推移】

(単位：人)

	学年	高千穂小学校		押方小学校		田原小学校		岩戸小学校		上野小学校	
		特別	通常	特別	通常	特別	通常	特別	通常	特別	通常
令和3年	1	情緒1	46	0	8	0	2	0	10	0	9
	2	0	47	0	9	知的1	8	0	15	0	7
	3	情緒1 知的1	61	0	0	0	4	0	5	0	11
	4	情緒1	53	0	6	知的1	4	0	16	0	9
	5	知的1	56	0	5	知的1	6	情緒1 知的2	16	0	12
	6	0	42	0	4	0	10	0	16	0	14
	小計	5	305	0	32	3	34	3	79	0	62
令和4年	1	0	60	0	8	0	8	知的1	17	0	12
	2	情緒2	43	0	6	0	2	0	9	0	8
	3	0	46	0	9	知的1	9	0	15	0	7
	4	情緒1	61	0	0	0	5	0	4	0	10
	5	情緒1	53	0	6	知的1	4	0	16	0	9
	6	知的1	52	0	5	知的1	6	情緒1 知的2	16	0	11
	小計	5	315	0	34	3	34	4	77	0	57
令和5年	1	0	47	0	6	0	1	0	18	0	11
	2	知的1	58	0	8	0	8	知的1	15	0	12
	3	情緒2	42	0	6	0	2	0	9	0	7
	4	0	43	0	9	知的1	9	0	14	0	7
	5	情緒1	59	0	0	0	4	0	4	0	10
	6	情緒1 知的1	53	0	6	知的1	4	0	16	0	9
	小計	6	302	0	35	2	38	1	76	0	56
令和5年総計		特別支援学級 9				通常学級 497				児童数 506	

(資料：教育委員会 各年5月1日現在)

【公立中学校の学級編制状況の推移】

(単位：人)

	学年	高千穂中学校		上野中学校		
		特別	通常	特別	通常	
令和 3 年	1	情緒 2 知的 1	81	0	5	
	2	情緒 1 知的 1	78	0	10	
	3	情緒 1	83	0	14	
	小 計	6	242	0	29	
令和 4 年	1	知的 1	66	0	13	
	2	情緒 2 知的 1	81	0	5	
	3	情緒 1	80	0	9	
	小 計	5	227	0	27	
令和 5 年	1	情緒 2 知的 2	85	知的 1	3	
	2	知的 1	66	0	13	
	3	情緒 2 知的 1	82	0	5	
	小 計	8	233	1	21	
令和 5 年総計		特別支援学級 9		通常学級 254		生徒数 263

(資料：教育委員会 各年 5 月 1 日現在)

令和 5 年度の特別支援学級生徒の進学は、町内の県立高校 1 人となっています。

② 放課後児童クラブの障がいのある児童の受け入れ状況

町内には、小学校区ごとに5箇所の放課後児童クラブがあります。令和 5 年5月現在、登録児童数は 259 人、そのうち診断のついている障がいのある児童は 1 人、診断がついてはいないものの、発達特性のある児童・支援の必要な児童数は 4 人となっています。

④ 医療的ケアの必要な児童の状況

医療的ケアの必要な児童は、現在はいません。

(5) 障害福祉サービス利用状況

実績値は各年度末現在、ただし令和5年度は令和5年12月の実績に基づく見込み値です。

①訪問系サービス

(月あたり 単位：時間 達成率：%)

種類	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	54	14	26	63	14	22	72	33	46

②日中系サービス

種類	項目	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	利用量	人日/月	計画値	1,100	1,122	1,122
			実績値	1,018	1,080	987
			達成率	96	96	88
	利用者数	人/月	計画値	50	51	51
			実績値	48	50	47
			達成率	96	98	92
自立訓練 (機能訓練)	利用量	人日/月	計画値	44	44	44
			実績値	0	0	0
			達成率	0	0	0
	利用者数	人/月	計画値	2	2	2
			実績値	0	0	0
			達成率	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	利用量	人日/月	計画値	66	66	66
			実績値	0	0	0
			達成率	0	0	0
	利用者数	人/月	計画値	3	3	3
			実績値	0	0	0
			達成率	0	0	0
就労移行 支援	利用量	人日/月	計画値	66	66	66
			実績値	20	0	18
			達成率	30	0	27
	利用者数	人/月	計画値	3	3	3
			実績値	1	0	1
			達成率	33	0	33

種類	項目	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続 支援(A)	利用量	人日/月	計画値	154	176	198
			実績値	130	161	113
			達成率	84	91	57
	利用者数	人/月	計画値	7	8	9
			実績値	7	7	8
			達成率	100	88	88
就労継続 支援(B)	利用量	人日/月	計画値	1,232	1,276	1,320
			実績値	923	913	891
			達成率	75	72	68
	利用者数	人/月	計画値	56	58	60
			実績値	52	51	54
			達成率	93	88	90
就労定着 支援	利用量	人日/月	計画値	－	－	－
			実績値	－	－	－
			達成率	－	－	－
	利用者数	人/月	計画値	1	1	1
			実績値	0	0	1
			達成率	0	0	100
療養介護	利用量	人日/月	計画値	－	－	－
			実績値	－	－	－
			達成率	－	－	－
	利用者数	人/月	計画値	7	7	7
			実績値	6	5	5
			達成率	86	71	71
短期入所 (福祉型)	利用量	人日/月	計画値	93	93	93
			実績値	0	0	0
			達成率	0	0	0
	利用者数	人/月	計画値	3	3	3
			実績値	0	0	0
			達成率	0	0	0
短期入所 (医療型)	利用量	人日/月	計画値	0	0	0
			実績値	0	0	0
			達成率	－	－	－
	利用者数	人/月	計画値	0	0	0
			実績値	0	0	0
			達成率	－	－	－

③居住系サービス

種類	項目	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	利用者数	人/月	計画値	0	1	2
			実績値	0	0	0
			達成率	-	-	-
共同生活援助(グループホーム)	利用者数	人/月	計画値	35	36	40
			実績値	27	28	32
			達成率	77	78	80
施設入所支援	利用者数	人/月	計画値	32	32	32
			実績値	32	33	31
			達成率	100	103	97

④相談支援

種類	項目	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用者数	人/月	計画値	118	120	125
			実績値	32	46	31
			達成率	27	38	25
地域移行支援	利用者数	人/月	計画値	1	1	1
			実績値	0	0	0
			達成率	-	-	-
地域定着支援	利用者数	人/月	計画値	1	2	1
			実績値	0	0	0
			達成率	-	-	-

⑤障害児福祉サービス

種類	項目	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用者数	人/年	実績値	0	1	1
放課後等デイサービス	利用者数	人/年	実績値	0	0	0
保育所等訪問支援	利用者数	人/年	実績値	1	1	0
障害児入所支援	利用者数	人/年	実績値	0	0	0
障害児相談支援	利用者数	人/年	実績値	2	2	1
医療的コーディネーターの配置			実績値	0	0	1

⑥その他の障害福祉サービス

種類	項目	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
補装具支給者数	利用者数	人/年	実績値	23	36	23
更生医療支給者数	利用者数	人/年	実績値	76	88	63
精神通院受給者数	利用者数	人/年	実績値	187	184	191

(6) 地域生活支援事業の利用状況

①意思疎通支援事業

種類	項目	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業	利用者数	人/年	実績値	0	0	3

②日常生活支援給付等事業

種類	項目	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護訓練支援用具	利用者数	人/年	実績値	0	0	0
自立生活支援用具	利用者数	人/年	実績値	0	2	1
在宅療養等支援用具	利用者数	人/年	実績値	4	6	3
情報・意志疎通支援用具	利用者数	人/年	実績値	0	5	4
排せつ管理支援用具	利用者数	人/年	実績値	25	27	33
住宅改修費	利用者数	人/年	実績値	0	0	0

③移動支援事業

種類	項目	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	利用者数	人/年	実績値	5	3	5

④日中一時支援事業

種類	項目	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	利用者数	人/年	実績値	1	2	2

④自動車運転免許取得助成・改造費助成事業

種類	項目	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車運転免許取得助成事業	利用者数	人/年	実績値	0	0	0
種類	項目	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車改造費助成事業	利用者数	人/年	実績値	1	0	0

⑤訪問入浴サービス事業

種類	項目	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	利用者数	人/年	実績値	1	2	2

(7) その他の支援事業の利用状況

⑤障害者住宅改造助成事業

種類	項目	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者住宅改造助成事業	利用者数	人/年	実績値	1	5	2

第3章

障がい者計画

- 計画の基本的方針
- 施策の体系

第3章 障がい者計画

1. 障がい者計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

本計画は、「第6次高千穂町総合長期計画」で掲げる「健やかで暮らせる 支えあいのまちづくり」に向けた取り組みの一つとして策定しています。

障がいのある人や高齢者を含むすべての町民が一人の人間として尊重され、社会の構成員として地域の中で、誰もが共に生活を送れるという「共生」の社会づくりを目指し、次の基本理念を定めます。

基 本 理 念

**誰もが互いに人格と個性を尊重し、ともに
支え合いながら、住み慣れた地域でいきい
きと暮らせる地域共生社会の実現**

(2) 基本的視点

基本理念の実現に向けて、次の4つを基本的視点として、障がいのある人が社会の一員として、住み慣れた地域で自立し、誇りを持って生きることができる地域共生社会づくりに向けて施策を推進します。

1 障がいのある人の主体性・自主性の発揮

障がいのある人が障がいをもたない人同様、地域社会を構成する一員として自ら行動することが期待されています。そのため社会的自立の基盤整備のために、主体性、自立性が充分発揮できるよう、教育、福祉、雇用等の各分野と連携し、障がいのある人がその適正と能力に応じた可能な限り社会参加できる環境づくりに努めます。

また、障がいのある人への理解が得られるようあらゆる機会を通じて、地域住民

や雇用場などに対し啓発に努めます。

2 障がいのある人に対する理解の推進

共生社会の実現には、障がいのある人が社会に参加し、いろいろな意味において平等な社会を築いていくためには、障がい及び障がいのある人への理解と認識が必要です。

障がいのある人とのふれあいを促進して、障がいのある人もない人もお互いに共感しあいながら個性や多様性を認めあい、いきいきと暮らせる地域共生社会を目指し、あらゆる機会を通じて啓発広報活動に努めます。

3 みんなが参加するバリアフリーの社会づくり

障がいのある人の置かれている社会環境を見ると、多くの障壁（バリア）が存在しています。それには、道路や建築物における段差の問題等をはじめとする物理的障壁、視覚に障がいのある人、聴覚に障がいのある人等に対する情報面での障壁、あるいは各種の資格制限などの制度的障壁、さらには障がいのある人に対する意識上の障壁などがあります。

障がいのある人が主体的に生活し、社会参加をしていくためには、このような障壁をなくしたバリアフリーな社会をつくっていかねばなりません。このため、地域住民、自治体、民間企業等、すべての人々の積極的な取り組みが必要であり、多くの障壁を除去し、住みやすいまちづくりを進めるための総合的な施策の推進に努めます。

4 連携強化によるネットワークの形成

障がいの重度化・重複化や障がいのある人の高齢化に伴い、障がいのある人のニーズは増加し、かつ多様化しつつあります。障がいのある人を支援する施策は、行政の様々な分野にわたっており、施策を効果的・効率的に実施していくためには、各分野での関係機関等の連携による取り組みが必要です。

そのためには、行政機関や福祉施設のみならず、障がいのある人及び介助者が日常に関連する様々な民間組織や地域住民らとも連携体制を確保し、総合的施策推進の体制づくりを整備することが必要です。

2. 施策の体系

3. 施策の展開

(1) 啓発・広報

障がいのある人への理解と共生社会を実現させるためには、町広報などのメディアを有効に利用するとともに、各種イベント等に積極的に参加し、住民への啓発に努めることが大切です。

小・中学校をはじめ各種段階における福祉教育の推進に努め、福祉体験学習などにも力を入れ、更に点字や手話の普及にも取り組んでいく必要があります。また、パソコンの普及に伴い、インターネットを利用した福祉サービスの情報の提供や福祉事業の広報を推進します。

【主要施策】

① 啓発・広報活動の推進

- ◆ 高千穂町の広報誌、ホームページ、防災行政無線、テレビ高千穂、行事、イベントなどのあらゆる広報媒体や地域活動を通して、福祉のあり方、障がい者週間、障がいの構造的問題、などの啓発広報に努め、障がいのある人への理解が得られるようその推進に努めます。
- ◆ 障がいのある人及びその家族などが組織する団体の活動、新たな団体の組織化について支援を行ない、障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ります。また、各障がい者団体等の代表と障がい福祉関連全般について意見交換の場を年に数回設け、施設などへの反映を図ります。
- ◆ 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「障害者虐待防止法」という。）に基づき、障がいのある人の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐため、障害者虐待防止法の周知・啓発活動を行い、虐待の未然防止や早期発見に努めます。虐待事案として対応が必要な場合には、障がいのある人の保護及び養護者の支援の充実のため行政、虐待防止センター、警察、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、地域の民生委員・児童委員等による支援体制の整備を図っていきます。成年後見制度の活用についても、その必要性を検討していきます。

② 福祉教育の推進

- ◆ 幼児期から正しい理解が得られるよう教育機関での道德教育や障がいのある人との交流、福祉体験の機会などを提供し知識の教育に努めます。また、公民館などの集会時にも館長の協力を得ながら積極的な啓発を行います。
- ◆ 地域の人々が障がいのある人への正しい理解と認識を深めるため、多様な市民が参加・交流できるイベントを実施・支援します。
- ◆ 「障害者差別解消法」に定められているように、障がいのある人が障がいを理由として差別を受けたり（不当な差別的な取扱い）、障がいへの配慮がないために暮らしにくさを感じたり（合理的配慮の不提供）することがないように、差別解消に向けた取組を行います。

③ 情報・コミュニケーション体制の整備

- ◆ どのような障がいがあっても確実に情報が伝達されるよう、さまざまな伝達手段・媒体を整備し、情報バリアフリーを推進します。また、障がいのある人が多くの人々と円滑にコミュニケーションがとれるよう、障がいがあっても使いやすい情報通信機器の紹介や各種制度を活用しての貸与、操作方法のアドバイスを行っていきます。
- ◆ 広報誌やガイドブック、インターネットのホームページなどの活用、点字・音声化の促進を通じて情報の提供に努めるとともに、障がいのある人が利用できる福祉サービスや支援制度、雇用・就業、生涯学習・スポーツ、保健・医療などの情報を、障がいのある人やその家族がわかりやすく入手できるような情報システムの構築を図ります。

(2) 保健・医療

障がいの発生する要因は様々ですが、全体としては病気・事故・加齢による後天性の障がいが多いを占め、特に身体障がい者・精神障がい者については圧倒的に多くなっています。保健・医療を充実させることは、障がいの発生を防ぐことにつながり、いったん障がいが発生しても、その後のケアやリハビリにより障がい程度を軽減させることが可能になるなど、大きな効果があります。そこで、保健・医療と福祉の連携を強めて、より効果的な障がい者対策を図っていきます。

【主要施策】

① 障がいの発生予防、早期発見・早期療育体制の確立

- ◆ 先天性の障がいについては、妊婦や乳幼児を持つ母親に対する健康管理、保健指導を充実させ、障がいの早期発見・早期治療に努めます。後天性の障がいについては、健康診断等を充実させ、生活習慣病など障がいにつながる病気の早期発見・早期治療に努めます。後天性の障がいの予防、先天性および後天性の障がいの悪化を防ぐため、日頃からの健康管理としてのバランスの良い食事の知識の普及、食生活の改善に努めます。
- ◆ 妊産婦や乳幼児の症状や状況に応じた指導が行えるよう、相談・指導体制の整備に努めます。このため、保健所や療育支援機関等の専門機関と連携を強化し、さまざまなニーズに対応できる専門性のある相談窓口の整備に努めます。
- ◆ 障がいの早期発見、早期治療は極めて重要であり、保健福祉総合センターを中心に妊産婦の母体、胎児、乳幼児期の健康診査、保健指導の促進を図ります。

② リハビリテーション医療の充実

- ◆ 医療機関等と連携しながら、医学的なリハビリテーション基盤の確保に努めます。
- ◆ 病院受診、訪問看護や通所支援等、障がいのある人の身体及び生活状況に合わせてリハビリテーションが行えるように支援します。

③ 精神保健・医療施策の推進

- ◆ 精神障がい者に対する治療・ケアが、思想信条を含む人権侵害を犯さないよう「基本的人権」に配慮し、身体障がい者、知的障がい者同様、各地域の福祉センター・施設、保健所と連携をとり、社会復帰への支援を積極的に行います。同時に精神障がい者の置かれた立場をより理解してもらえるよう地域住民への啓発活動にも努力します。
- ◆ 医療費の助成制度の周知徹底に努め、保健・医療・福祉分野の関係機関における連携を図り、地域ニーズに応えられる医療体制の確立に取り組んでいきます。
- ◆ 難病患者とその家族の療養上の不安や介護の負担を軽減するなど、適切な在宅支援を行うため、保健・医療・福祉が連携した地域ケア体制の充実に努めます。障害福祉サービスや地域生活支援事業の制度の周知を行い、在宅生活を支援していきます。

(3) 福祉サービス

障害者自立支援法では、障がいのある人がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営み、障がいの有無にかかわらず住民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指しています。

障がいのある人が社会生活を送る上での基本的なニーズに対応し、自立した日常生活等が送れるよう、障がいに応じた福祉サービスの提供を確立しなければなりません。

このことから、障害福祉サービスの適切な提供、地域福祉体制の確立と介護者への支援事業の充実を図る必要があります。

【主要施策】

① 生活支援体制の整備

- ◆ 障がいのある人の心身の状況、社会活動や介護者、居住の状況、サービスの利用意向など一人ひとりのニーズに応じた数種のサービスを効果的に提供し、障がいのある人の地域での生活を支援します。
- ◆ 現在行なわれている制度の周知徹底を図り、利用の促進に努めます。また、各サービスについて内容や利用方法の説明、相談等の充実に努めます。
- ◆ 知的障がい者などで判断能力や決定能力が十分でない方が、地域で自立した生活を送ることができるよう権利擁護に関する様々な機関・団体と連携・協力していきます。

② 在宅福祉サービスの充実

- ◆ 在宅で生活ができるようにヘルパーが訪問する居宅介護サービスや、通所により日中の介護を行う生活介護サービスを提供します。また、一般企業等での就労が困難な場合には、就労移行支援や就労継続支援（A型・B型）を利用し、日中活動の充実と経済的安定を図ります。
- ◆ 障がいの程度や社会適応能力などにより、自宅での生活が一時的に困難な場合は、短期入所、グループホームの利用により、安全・安心な生活が過ごせるよう支援します。
- ◆ 障がい児に関しては、高千穂町内にサービス提供事業所がないため、近隣市町村と協力してサービス提供が図られるよう県北圏域で取り組みます。放課後等デイサービ

スや児童発達支援、日中一時支援事業等、その発達状況に応じて早期に教育・療養・リハビリテーションが行えるように保健師、教育関係者、サービス事業者等と連携して支援していきます。

- ◆ 障がいのある人が地域で生活できるよう、日常生活に必要な用具の給付や手話通訳者の派遣を行います。また、移動支援事業や日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業については、利用者の状況に応じて実施している事業所との調整を行います。

③ 施設福祉サービスの充実

- ◆ 近隣の市町の施設と協力して施設入所支援や地域移行支援などのサービスの適切な提供に努めるとともに、今後の障がいのある人の高齢化、重度化に加え、家族の高齢化や親なき後のひとり暮らしの増加などを見据え、グループホームの整備の促進に努めます。
- ◆ 福祉施設を地域生活支援拠点等の整備の重要な資源として位置づけ活用します。

(4) 教育・就学

障がいのある児童の教育については、その適否がその後の成長に大きな影響を与えることから、その方針の決定にあたっては、障がいのある児童一人ひとりの状況と本人及び保護者の希望を十分に尊重した上で、関係者が慎重に検討して就学先の決定を行なう必要があります。また、保育園や幼稚園における対応が、就学時における状態に大きく関係することから、これらの機関の職員の指導や研修にも力を入れ、設備の充実を図っていく必要があります。一方、健常な子にとっても、学童期に障がいのある児童とのふれあいを持つことは、社会に出た時に大事な経験となることから、可能な限りこれらのふれあいの機会を持つようにする必要があります。

【主要施策】

① 障がい児保育の充実

- ◆ 福祉、医療機関の専門員などと連携協議を積極的に進め、障がいのある人（児）の立場に立った教育相談ができる体制づくりに努めます。
- ◆ 保育所や幼稚園へ障がいのある児童が通うことができるよう、環境整備など障がい児保育の充実に努めます。かつ、障がい児保育に関する専門知識を持つ保育士や教員

を養成し、その資質の向上に努めます。

- ◆ 障がいが複雑化・多様化しており行政や専門機関への要望も幅広くなっています。障がいのある人やその家族の要請に応えるために、福祉・保健・医療の各専門機関や関係団体等との情報交換会や勉強会などを開催し、連携の強化と対策の充実に努めます。

② 障がい児教育の充実

- ◆ 保育園、幼稚園、小・中学校、特別支援学級などにおいて専門知識を持った教員の配置や、担当教員への指導方法等の研修を充実させ適切な教育体制の確立を図ります。
- ◆ 障がいのある人一人ひとりに合った多様な教育環境づくりのため、多目的トイレ、手すりの設置やバリアフリー化に努め、障がいを持たない生徒・児童とともに何ら変わらない教育を受けられるよう環境の整備に努めます。
- ◆ 障がいの早期発見・早期療育の推進を図り、乳幼児から学童期、卒業後など一貫した相談支援体制が取れるよう各相談支援機関の連携を図り、学校卒業後の自立や社会参加に向けた適切な支援を行っていきます。

(5) 雇用・就労

障がいのある人の地域における自立した生活と社会参加を進める上で、就労の場や地域活動の機会を確保することはきわめて重要ですが、障がいのある人の就労をめぐる環境は以前厳しい状況にあります。

就労を進めていくためには、関係機関との連携を一層強化しながら、地元企業への啓発に努めるなど、障がいのある人の雇用促進に向けた環境づくりを進める必要があります。

【主要施策】

① 雇用機会の創出

- ◆ 町内の民間企業や事業主に対し、障がいへの理解を促し、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に係る法定雇用率の達成について、ハローワークや就労移行（継続）支援事業者と連携し働きかけます。また、国や県などの障害者雇用に係る各種奨励金や助成制度、税制優遇措置、支援制度について広報などを積極的に活用し周知を図ります。

- ◆ 障がいのある人の就労については、障害者就労・生活支援センター等の協力を得て、個々の特性に応じた職業能力の開発や就労実習の場の利用拡大を、就労移行（継続）支援事業者、ハローワーク、商工会、民間企業などと連携し支援していきます。また、職場定着を目的とするジョブコーチ・就労支援コーディネーターの活用を推進します。
- ◆ 障がいのある人が働きやすいよう、受け入れをしている事業主に対し職場の環境改善を呼びかけながら、それぞれのニーズにあった職場づくりを推進します。

② 福祉的就労の充実

- ◆ 一般就労が困難な障がいのある人が生きがいを持って働けるよう福祉的就労の場を提供します。就労継続支援（A型・B型）サービスの適切な提供に努め、また必要に応じて就労継続支援事業者への支援を行い、サービスの充実を図ります。
- ◆ 就労継続支援事業所の利用者に支払われる工賃をより多く、働く意欲が持てるような額として確保するため、消費者ニーズに応えられる商品開発や経営ノウハウを高める支援を民間企業の協力を得ながら推進していきます。
- ◆ 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（略称「障害者優先調達推進法」）の制定主旨を踏まえ、町が策定した調達方針に基づき、障害者就労施設等で製造される物品の優先的・積極的購入等を推進し、就労障がい者の経済的自立支援の促進を図ります。また、町関連の催事等において、授産品などの販売スペースの確保を図り、製造販売の機会を増やし、販売促進を支援します。

（6）生活環境

障がいのある人にとって住みやすいまちづくりは、すべての人々にとって安全で快適なまちづくりであります。今後、人に優しいまちづくりを目指し、公共の施設だけでなく民間の施設でも公共性の高い病院や銀行等の施設にもバリアフリー化を呼びかけ、すべての人が日常生活において快適な生活を送れるよう推進していきます。

また、障がいのある人に対する犯罪、事故等の発生予防や、地震、火災、水害等の災害による被害を防ぐ体制の確立を図ります。

【主要施策】

① 福祉のまちづくりの推進

- ◆ 公営住宅の整備に際しては、高齢者や障がいのある人の入居に配慮し、関係機関と連携してバリアフリー設計を進め、生活しやすい環境へ改善を図っていきます。また、自立した生活の維持・促進・介護者の負担の軽減を図るため、住宅改造助成に関する制度の充実と、その周知普及に努めます。
- ◆ 公共施設の多目的トイレやオストメイト用設備、手すり、スロープ等の設置・改善に努めます。また、思いやり駐車場の確保を推進します。
- ◆ 町営ふれあいバスが高齢者や障がいのある人にとって利用しやすい交通機関となるよう地理的条件なども踏まえた交通機関の確保に努めます。
- ◆ 障がいのある人や高齢者に配慮した交通安全対策として、歩道の整備、障害物の除去、点字ブロックの設置などに努めます。
- ◆ 身体障害者手帳、療育手帳を所持されている人を対象に、JR 運賃の割引、路線バス運賃の割引、高速道路割引などの制度が活用できるように周知します。

② 防犯・防災体制の整備

- ◆ 警察と地域住民、ボランティア組織との連携により、犯罪抑止につながる地域環境の整備を促進します。
- ◆ 講習会や防災訓練を通じて、障がいのある人を含めた地域住民の防災意識の向上を図ります。
- ◆ 関係機関との連携を強化し、要支援者の情報の把握や防災情報の伝達、避難誘導等の支援体制の整備に努めます。緊急時には、個人情報保護に留意して災害時要支援者台帳を活用し、公民館長、民生委員・児童委員、警察署、消防署などと連携し、支援を行っていきます。
- ◆ 避難行動要支援者名簿登録と個別支援計画の策定などの促進に努め、福祉避難所や災害備蓄品の整備を図ります。

(7) 社会参加の促進

障がいのある人がゆとりや生きがいのある生活を実現するためには、社会参加が重要です。その1つとして、スポーツや芸術・文化活動への参加が有効な手段と考えられます。障がいのある人が日常生活の中で気軽にいろいろなスポーツや文化・レクリエーション活動を親しみ、地域の人々とのふれあいの場となるよう内容・機会の充実を図ります。また、その活動を支援するボランティアの養成などを推進していきます。

【主要施策】

① スポーツ・レクリエーション・文化活動の振興

- ◆ 体育施設（体育館・グラウンド）や公園等を障がいのある人に配慮した整備改修に努めるとともに、身障者用スポーツ用具の整備を図りながらスポーツ・レクリエーションを安全で快適に楽しめるよう支援します。
- ◆ 宮崎県・西臼杵郡障がい者スポーツ大会、西臼杵郡障がい者スポーツ教室への参加を促進します。
- ◆ 障がいのある人の文化・芸術等行事への参加の機会、発表の機会を促進するため、手話通訳を派遣するなどの環境づくりや招待席を設けるなどの参加しやすい会場づくりへの配慮とともに行事を開催する際の会場提供等の支援に努めます。

② ボランティア活動の推進

- ◆ 社会福祉協議会やボランティア団体と連携し、訪問活動、相談、付添、手話、点訳などボランティア活動に携わる人材の養成と確保を図ります。また、地域住民に対し、広報などを通じボランティア活動への参加を広く促すとともに、学生のボランティア活動への参加を推進します。
- ◆ NPO・ボランティア活動をより活性化するために、活動の場の提供やボランティアに関する講座等の情報提供等により活動を支援します。社会福祉協議会と協力し、ボランティア団体やボランティアしたい人と支援を必要とする障がいのある人等を結びつけるコーディネート機能の充実を図ります。

第4章

障がい福祉計画

- 障がい福祉計画の基本的な考え方
- 令和８年度の数値目標の設定について
- 第７期計画のサービスの見込量と今後の方策

第4章 障がい福祉計画

1. 障がい福祉計画の基本的な考え方

平成25年4月より施行された「障害者総合支援法」では、障がいのある人たちを社会的弱者として捉え、その生活を保護したり、援護したりするものではなく、国民のひとりとしての自立した生活を支援し、共生社会の実現をめざしています。

具体的には、障がいのある人がもっている能力と適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、社会的な障壁を取り除き、また、必要な障害福祉サービスの給付やその他の支援を行うことにより、関係福祉の増進を図り、障がいの有無にかかわらず、すべての国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会・共生社会の実現に寄与することを目的とします。

第5期高千穂町障がい者計画では、基本理念「誰もが互いに人格と個性を尊重し、ともに支え合いながら、住み慣れた地域でいきいきと暮らせる地域共生社会の実現」を掲げています。したがって、第7期高千穂町障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画においても、厚生労働省が示す基本指針を踏まえつつ、次の4点を基本目標とします。

① 障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重

障がいのある人が、可能な限り、自らの決定に基づく支援を受けられるよう配慮するとともに、障がいのある人の自立と社会参加が図られるよう、サービス等の提供体制の整備に努めます。

② 障がいの種別によらないサービス等の提供

身体障がい、知的障がい、精神障がい（高次脳機能障害を含みます。）、発達障がい、難病等の障がい種別にかかわらず、これらの障がいのある人が必要な時に適切なサービスを受けられるよう、サービス等の情報の提供に努めます。

③ 個々の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行や地域生活を継続するための支援、就労への支援、高齢化等に伴う支援のあり方、サービス提供事業所における人材の確保などの課題に対し、障がいのある人の生活を地域全体で支える仕組みを構築するため、地域生活支援の拠点づくりやインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、個々の課題に対応するよう、サービス等の提供体制の整備に努めます。

なお、地域生活支援の拠点の整備にあたっては、障がいのある人の重度化やその家族を含めた高齢化に伴う親なき後などの課題を見据え、地域生活に対する安心感を担保し、自立を希望する人に対する支援に取り組みます。また、相談支援を中心に、ライフステージごとに応じた支援と切れ目のない支援に努めます。

④ 障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援

発達の遅れや障がいなどに早期に対応できるよう、相談支援体制の整備に努めます。サービス等の提供体制や医療的ケアを必要とする児童に対する支援体制は、県北地区広域での整備に努めます。

2. 令和8年度の数値目標の設定について

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

第6期障がい者福祉計画の目標値は、令和元年度の入所者数32人に対し、地域生活移行支援者数を1人と見込んでいました。令和5年3月末入所者数は33人、地域生活移行者数は1人でした。施設に入所している人が退所し、グループホームや一般住宅等に住み、地域生活をおくることができるようになることを目指し、成果目標を設定します。

<国の基本指針>

○令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること、令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

◆目標設定

項目	数値	備考
令和4年度末の施設入所者数（A）	33人	
令和8年度末の施設入所者数（B）	32人	令和4年度末の入所者数の5%削減
【目標値】削減見込（A－B）	1人	
【目標値】地域生活移行者数	1人	令和4年度末の入所者数の6%

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

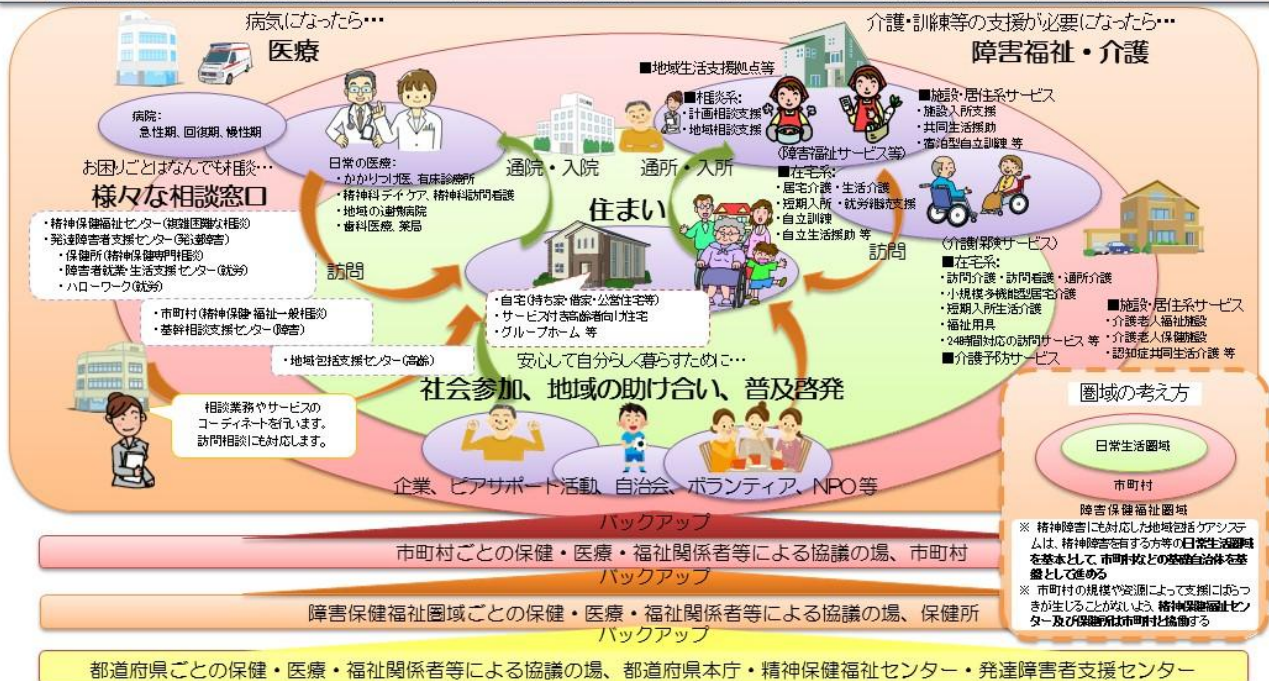
精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括システムの構築を目指す必要があります。自立支援協議会を活用し、事例検討を行っています。

<国の基本指針>

○令和8年度末における精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすること。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療・障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があり、同システムは地域共生社会の実現に向かっていく上では欠かせないものである。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



◆目標設定

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	1 回	1 回	1 回
保健・医療・福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	20 人	20 人	20 人
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1 回	1 回	1 回
精神障がいのある人の地域移行支援※	0 人	0 人	1 人
精神障がいのある人の地域定着支援※	0 人	0 人	1 人
精神障がいのある人の共同生活援助※	0 人	0 人	1 人
精神障がいのある人の自立生活援助※	0 人	0 人	1 人

「※」については、月間の利用人数で、その他の項目は、年間数値。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

第6期障がい福祉計画の目標として、令和5年度までに西臼杵圏域で整備することとしました。相談の場、宿泊体験の機会を提供する事業を実施していますが、障がいの重度化・高齢化や親なき後を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、地域の体制づくり等）を整備するにあたっては、西臼杵地域内の課題に応じてどのような機能をどれだけ整備していくのかについて、利用者のニーズ、既存の障害福祉サービス等の整備状況、各町の状況も踏まえながら、自立支援協議会等の場を活用しさらに検討を進めていく必要があります。

<国の基本指針>

○令和8年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つ以上を確保しつつ、その機能充実のため、コーディネーターの配置、地域生活拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制を進め、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。



◆目標設定

項 目	目 標
地域生活支援拠点等の数	令和8年度までに西臼杵圏域で整備
拠点機能の充実に向けて、運用状況の検証・検討	自立支援協議会を活用して1年間に1回実施

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者の一般就労への移行を進めるため、成果目標を設定します。

<国の基本指針>

- 令和8年度中に就労移行支援等通じた一般就労移行者数を令和3年度実績の 1.28 倍以上とする。併せて、就労移行支援、就労継続支援 A 型及び B 型それぞれに係る移行支援者数の目標値を定める。
- 就労移行支援については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、引き続き現状の利用者数を確保するとともに、移行率の上昇を見込み、令和8年度中に令和3年度の実績の 1.31 倍以上とすることを基本とする。
- 就労継続支援 A 型及び B 型については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施するものである実績の概ね(A 型) 1.29 倍以上、(B 型) 1.28 倍以上を目指すこととする。
- 就労定着支援の利用者については、令和8年度中に令和3年度実績の 1.41 倍以上とすることを基本とする。また、就労定着支援の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

◆目標設定：就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じた一般就労への移行

項 目	数 値	備 考
令和3年度の一般就労移行者数	1 人	
令和8年度末の一般就労移行者数	1 人	令和3年度の一般就労者数の 1.28 倍以上

◆目標設定：就労移行支援事業の利用者

項 目	数 値	備 考
令和3年度末の利用者数	1 人	
令和8年度末の利用者数	1 人	令和3年度の一般就労者数の 1.31 倍以上

◆目標設定：就労継続支援 A 型事業所からの一般就労への移行

項 目	数 値	備 考
令和 3 年度末の利用者数	0 人	
令和 8 年度末の利用者数	1 人	

◆目標設定：就労継続支援 B 型事業所からの一般就労への移行

項 目	数 値	備 考
令和 3 年度末の利用者数	0 人	
令和 8 年度末の利用者数	1 人	

◆目標設定：就労定着支援事業の利用者数

項 目	数 値	備 考
令和 8 年度末の利用者数	1 人	令和 3 年度利用者の 1.41 倍

◆目標設定：就労定着支援事業による職場定着率

項 目	数 値	備 考
就労定着率		

就労定着支援事業の就労定着率については、町内に就労定着支援事業所がないことから、目標値は設定しません。

就労支援については、のべおか障がい者就業・生活支援センター、西臼杵子ども・障がい者ネットワークセンター、西臼杵支庁福祉課と連携していきます。

（５）相談支援体制の充実・強化等

西臼杵圏域において、西臼杵子ども・障がい者ネットワークセンターを中心に体制の充実・強化に努めます。

＜国が示す成果目標＞

○令和８年度末までに各市町村又は各圏域で、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

○地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において個別の事例検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

◆目標設定（基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化）

項 目	令和６年度	令和７年度	令和８年度
地域の相談支援事業所への訪問による助言に対する訪問等による助言指導数	６回	６回	６回
地域の相談機関との連携強化の取組実施回数	６件	６件	６件
個別事例の支援内容の検証の実施回数	６回	６回	６回
基幹相談支援センターに配置する主任相談支援専門員の人数	０人	１人	１人

（６）自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発改善

平成２０年に西臼杵圏域において「西臼杵地域障がい者自立支援協議会」を設置。構成員は、行政、相談支援事業所、教育機関、医療機関、福祉事業所、障がい者団体、ボランティア団体等２０名程度が参加しています。

３つの専門部会を設置し、部会ごとに年間６回から１０回ほどの協議の場をもうけています。地域のさまざまな課題の共有、事例検討の場としています。

◆目標設定（協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善）

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
協議会における相談支援事業所の参画による 実例検討実施回数	6 回	6 回	6 回
協議会への参加事業所数	20 回	20 回	20 回
協議会の専門部会の設置数	3 回	3 回	3 回
協議会の専門部会の開催回数	10 回	10 回	10 回

（7）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

＜国が示す成果目標＞

- 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関するに係る研修その他の研修への市町村職員の参加見込人数を設定する。
- 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事務所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込を設定する。

◆目標設定

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の事業所や関係自治体等との共有実施	0 回	0 回	1 回
指導監査結果の関係市町村との共有	0 回	0 回	1 回
各種研修会への職員の参加	5 人	5 人	5 人

3. 第7期計画の障害福祉サービス見込量と今後の方策

(1) サービス体系

障害福祉サービスは、障がいのある人の日常生活を支援し、自立した生活をサポートしていくものです。そのため、より良いサービス提供に努め、必要とする人に適切にサービスを利用していただく必要があります。

障がいのある人々の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、住居等の状況）を踏まえ、国の制度のもと、利用するサービス費用の一部を行政が個別に給付する「自立支援給付」と市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されています。

「自立支援給付」では、介護を必要とする場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合には「訓練等給付」に位置づけられています。

「地域生活支援事業」は、自立支援給付による障害福祉サービスを補填する支援事業で、地域での生活をより円滑にするサービスであり、障がいのある人の必要に応じて選択し、組み合わせて利用する仕組みになっています。

原則として、18歳から64歳までの障がいのある人に適用されますが、「居宅介護」「短期入所」などの介護給付の一部や「就労移行支援」などの訓練給付は、18歳未満の障がいのある児童にも適用されます。

また、「同行援護」などの障害福祉サービス固有のものは、65歳以上の人にも適用されます。「施設入所支援」など、65歳に至るまで長期間にわたり障害福祉サービスを利用している場合なども、65歳以上も引き続き適用されます。65歳以上の障害のある人に関しては、介護保険サービスの利用が適正かどうかを十分見極めて支援を行います。

サービス体系図

自立支援 給付	訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプ）
		重度訪問介護
		同行援護
		行動援護
		重度障害者等包括支援
	日中活動系サービス	生活介護
		自立訓練（機能訓練・生活訓練）
		就労選択支援
		就労移行支援
		就労継続支援（A型・B型）
		就労定着支援
		療養介護
		短期入所（ショートステイ）
	居住系サービス	自立生活援助
		共同生活援助（グループホーム）
		施設入所支援
	指定相談支援サービス	計画相談支援（サービス等利用計画作成）
		地域移行支援
		地域定着支援
	その他の障害サービス	補装具費の支給
		自立支援医療
		療養介護医療
地域生活 支援事業	障害者相談支援事業	
	意思疎通支援事業	
	日常生活用具給付等事業	
	移動支援事業	
	地域活動支援センター事業	
	日中一時支援事業	
	運転免許取得・改造費助成事業	
	訪問入浴サービス事業	
その他の 支援事業	障害者住宅改造助成事業	

4. 障害福祉サービスの見込み量

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護（ホームヘルプ） 【介護給付】

日常生活に支障のある身体・知的・精神の障がいのある人、障がいのある児童を対象に、家庭にヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助を行います。（障害支援区分 1 以上の人を対象となります）

② 重度訪問介護 【介護給付】

重度の肢体不自由者（身体）又は重度の知的障がい若しくは精神障がい、常に介護を必要とする人に、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
（障害支援区分 4 以上で一定条件に該当する人が対象となります）

③ 同行援護 【介護給付】

移動に著しい困難のある視覚障がいのある人を対象に、外出時における移動の援護や、移動に必要な情報提供を行います。（重度の視覚障がい者（児）で一定条件に該当する人が対象となります。）

④ 行動援護 【介護給付】

重度の知的・精神障がいのある人、障がいのある児童が行動するときに、自傷、異食、徘徊などによる危険を回避するために外出支援等を行います。
（障害支援区分 3 以上で一定条件に該当する人が対象となります）

⑤ 重度障害者等包括支援 【介護給付】

介護の必要性が高い人を対象に、事業者が「サービス利用計画」に基づいて、居宅介護などの複数のサービスを包括的に提供します。
（障害支援区分 6 で一定条件に該当する人が対象となります）

【計画期間の見込量】

種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	60時間	60時間	60時間
	4人	4人	4人

◆ 今後の方策

- 地域で生活する障がいのある人に対し、障がいの程度、種類、生活環境に応じたサービスを提供できるよう、サービス提供事業所へ働きかけるとともに、研修等の情報提供に努めます。

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護 【介護給付】

常に介護を必要とする人に、昼間、障害者支援施設等で入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動または生産活動の機会を提供します。町内に通所型の生活介護事業所が一つあり、利用者は一定数を推移しています。今後も横ばいで推移すると見込んでいます。

(障害支援区分3以上、または年齢50歳以上で障害支援区分2以上の人が対象となります。主な対象は、身体障害者療護施設・知的障害者更生施設利用者退院可能な精神障がい者等です。)

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練） 【訓練等給付】

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上に必要なリハビリテーションや生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。

令和4年度までの利用実績はありませんでしたが、対象者がいれば利用可能なサービスです。

(機能訓練の主な対象者は、身体障害者更生施設利用者等です)

(生活訓練の主な対象者は、知的障害者更生施設・授産施設利用者、精神障害者生活訓練施設利用者等です)

③ 就労選択支援

障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、適性等にあった選択を支援する新たなサービスです。

新規サービスのため、今後の動向を見ながら検討します。

④ 就労移行支援 【訓練等給付】

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労や生活の自立のために必要な訓練を行います。職場実習や職場探しなどの支援を行います。

利用実績等を踏まえ、年度ごとに1人程度の利用を見込んでいます。

(主な対象者は、授産施設利用者、退院可能な精神障がい者等です)

⑤ 就労継続支援（A型・B型） 【訓練等給付】

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

大幅な増減はなく、年度ごとに1～2名ずつ増加を見込んでいます。

・A型（雇用型）

利用者と事業者が雇用関係を結び一定の賃金水準のもとで、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

・B型（非雇用型）

能力に合わせた仕事内容と支援のもとでの継続した就労の機会を提供します。

⑥ 就労定着支援 【訓練等給付】

就労移行支援の利用を経て一般就労へ移行した人を対象に、企業・自宅等への訪問などにより、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行います。

平成30年度から開始されたサービスですが、実施予定事業所が町内にないため見込みはありません。

⑦ 療養介護 【介護給付】

病院などへの長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする方に対して、病院等の医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の援助を総合的に行います。

利用実績等を踏まえ、今後も横ばいで推移すると見込んでいます。

（主な対象者は、病院等での長期入院による医療的ケア、または常時介護が必要な人で、①障害支援区分6で気管切開をとる人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、②障害支援区分5以上である筋ジストロフィー患者または重度心身障がい者です）

⑧ 短期入所（福祉型） 【介護給付】

自宅で介護している人が病気などの理由で、一時的に介護できない場合に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

（主な対象者は、障害支援区分1以上（児童は区分1以上に相当）の人です）

⑨ 短期入所（医療型） 【介護給付】

自宅で介護している人が病気などの理由で、一時的に介護できない場合に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

特に医療ケアを必要とする人に対応するため、充実した看護体制をとる医療機関により提供されます。

令和6年度からの利用は見込んでいません。

（主な対象者は、障害支援区分1以上（児童は区分1以上に相当）の人です）

【計画期間の見込量】（人日分：月間利用人数×1人1月の平均利用日数）

（人：月間の利用人数）

種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	1,100人日分	1,122人日分	1,122人日分
	50人	51人	51人
自立訓練 （機能訓練）	0人日分	22人日分	22人日分
	0人	1人	1人
自立訓練 （生活訓練）	0人日分	22人日分	22人日分
	0人	1人	1人
就労選択支援	0人	5人	5人
就労移行支援	22人日分	22人日分	22人日分
	1人	1人	1人
就労継続支援(A)	154人日分	176人日分	176人日分
	7人	8人	8人
就労継続支援(B)	1,232人日分	1,276人日分	1,276人日分
	56人	58人	58人
就労定着支援	0人	1人	1人
療養介護	4人	4人	4人
短期入所(福祉型)	80人日分	80人日分	80人日分
	4人	4人	4人
短期入所(医療型)	0人日分	0人日分	0人日分
	0人	0人	0人

◆ 今後の方策

- 障がいのある人が希望するサービスを利用できるよう、事業所に対しての情報の周知や連絡を密に行い、西臼杵子ども・障がい者ネットワークセンターと連携しながら、日中活動サービスの充実を図ります。
- 障がいのある人の働く場について関係機関に働きかけるとともに、企業等への就業機会の拡大のためハローワークとの連携を強化し、障がいのある人の雇用に対する理解と協力の啓発に努めます。
- 施設がもつ機能を有効に活用して、就労、療育、相談等への支援体制の充実を図ります。
- 地域に開かれた身近な交流スペースの活用を促進します。
- 地域で通いながら生活訓練や支援を受けることができるように各施設や医療機関、相談窓口等の連携を深めます。
- 各システムの活用により、支援体制のネットワーク化を推進します。

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助 【訓練等給付】

障害者支援施設やグループホーム等の利用を経て、ひとり暮らしを希望する知的や精神に障がいのある人を対象に、定期的に利用者の居宅を訪問し、日常生活の課題、公共料金や家賃の滞納、体調の変化等について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連携調整を行います。

平成30年度から開始されたサービスです。

② 共同生活援助（グループホーム） 【訓練等給付】

身体・知的・精神の障がいのある人を対象に、主として夜間に共同生活を営む住居で、相談や日常生活の援助を行います。なお、昼間は、日中活動系サービス等を利用します。

町内に1つある提供事業所に加え、施設整備を予定している事業所があることから、増加を見込んでいます。

親なき後に、一人暮らしが困難な障がいのある人の支援として、グループホームの確保が必要になることから、西臼杵地域で連携した地域生活支援拠点等整備についても検討していきます。

(身体(65歳未満の人又は65歳に達する前日までに障害福祉サービスを利用した人に限る)・知的・精神に障がいのある人が対象です。障害支援区分によって世話人や支援員の配置基準が変わります。)

③ 施設入所支援 【介護給付】

夜間に介護を必要とする身体・知的・精神の障がいのある人を対象に、障害者支援施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。なお、昼間は、施設障害福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援B型)を利用します。

利用実績等を踏まえ、今後も横ばいで推移すると見込んでいます。

(主な対象者は、障害支援区分4以上の人、または年齢50歳以上で障害支援区分3以上の人です)

【計画期間の見込量】（人/月）

種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	0人	1人	2人
共同生活援助 (グループホーム)	30人	32人	34人
施設入所支援	33人	32人	32人

◆ 今後の方策

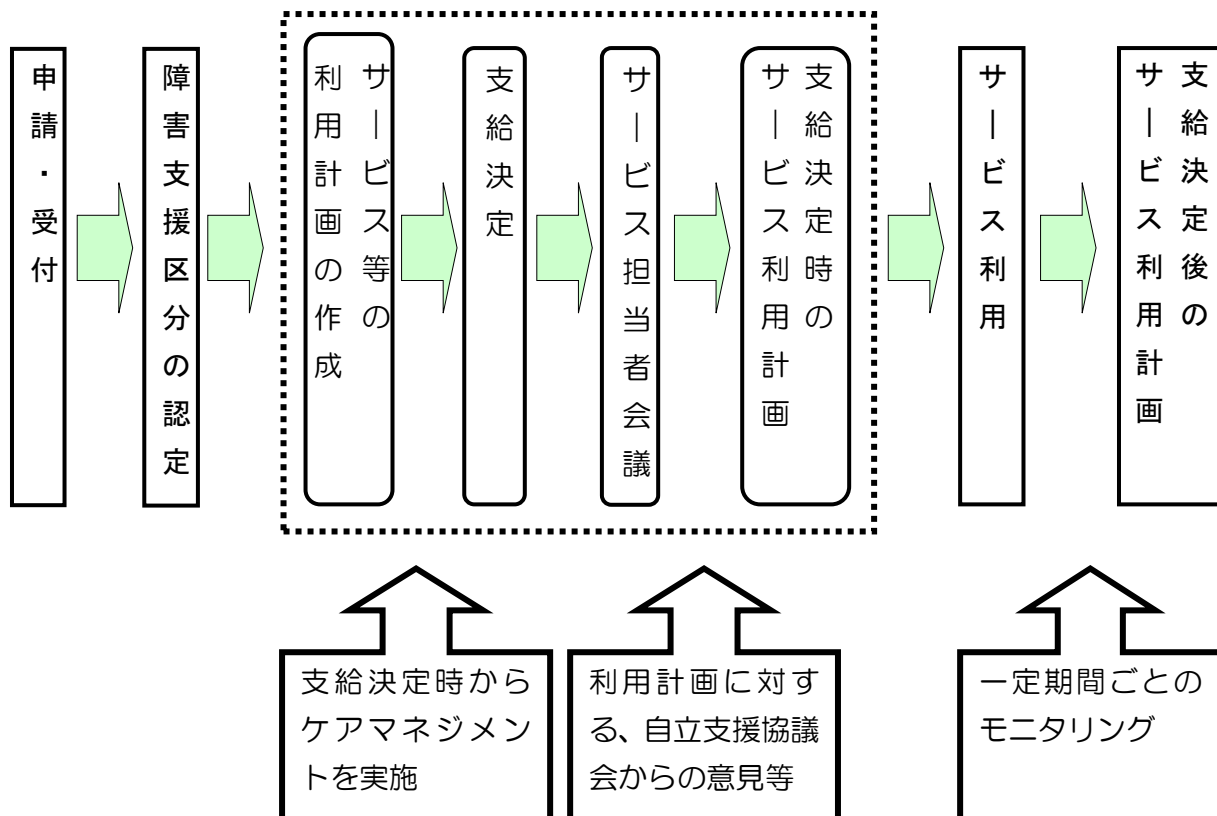
- 退院可能な精神障がいのある人の居住の場の確保、施設入所者の地域生活への移行の観点から、グループホームに対する事業者の参入を働きかけ、サービスの量的確保に努めます。
- 施設の設置などの基盤整備にあたっては、障がい及び障がいのある人に対する地域社会の理解が不可欠であることから、地域住民などに幅広く啓発・広報活動を行っていきます。
- 地域福祉計画を策定し、居住系サービスを利用している障がいのある人が地域で孤立しないよう、本人、家族、ボランティア団体、地域と連携して地域で自立して暮らしていける体制を検討します。

(4) 相談支援

障がいのある人の相談支援には、「計画相談支援」「地域移行支援」「地域定着支援」があります。

「計画相談支援」は、障害福祉サービスなどを利用するためのサービス等利用計画の作成や見直しを行います。また、現在、福祉サービスを利用されている人のモニタリングを定期的に行います。「地域移行支援」は、施設や病院に長期入所等している人が、地域生活に移行できるよう住居や障害福祉サービスの確保の相談等、安定した生活ができるように支援を行います。「地域定着支援」は、施設や病院に長期入所等していた人が、地域生活に移行後、安心して地域生活を継続できるよう連絡、相談等の支援を行います。

＜申請からサービス利用計画作成までの流れ＞



【計画期間の見込量】（人/月）

種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	44人	45人	44人
地域移行支援	1人	1人	1人
地域定着支援	1人	1人	1人

◆ 今後の方策

- 「計画相談支援」については、令和4年度末現在、町内には、特定相談支援事業所が1つしかありません。今後もサービスがスムーズに利用できるように、相談支援事業所との連携を強化するとともに、相談支援を行う人材の確保・育成・定着に努めます。また、広域で設置した西臼杵子ども・障がい者ネットワークセンターを中心に相談支援従事者の研修会や情報共有会議を実施し、人材の育成・定着に努めます。
- 「地域移行支援」、「地域定着支援」については、西臼杵子ども・障がい者ネットワークセンターと町保健福祉総合センター、西臼杵支庁福祉課、高千穂保健所、医療機関と連携を図るなど、引き続き必要な体制の確保を図ります。

(5) その他の障害福祉サービス

① 補装具

身体機能を補い、就労や日常生活の能率向上を図ることを目的に継続して使用される補装具（義肢、装具、車いす等）の購入費や修理費についての給付を行います。

【該当する用具】

次の3要件を満たすものです。

- ① 身体の欠損または損なわれた身体機能を補完・代替するもので障がい個別に対応して設計・加工されたもの
- ② 身体に装着（装用）して日常生活または就学・就労に用いるもので、同一製品を継続して使用するもの
- ③ 給付に際して専門的な知見（医師の判定所または意見書）を要するもの

【支給方法】

- ・ 補装具の現物給付ではなく、補装具費（購入費、修理費）の支給を行いません。
- ・ 利用者負担は、1割の定率負担になりますが、所得に応じて一定の負担上限が設定されています。
- ・ 支給決定は、申請に基づき本町が行います。

② 自立支援医療

身体に障がいのある人の更生のための医療（更生医療・育成医療）、精神に障がいのある人の通院医療（精神障害者通院医療）の医療費の給付を行います。

精神障害者通院医療費受給者は、年々増加しています。必要な人への制度利用の支援を行います。

【自立支援医療の給付の対象】

- ・ 育成医療とは、身体に障がいのある児童またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童で、治療によって確実なる治療効果が期待できるものを対象とします。

- ・ 更生医療とは、更生のために医療が必要な身体障害者手帳所持者で、治療によって確実なる治療効果が期待できるものを対象とします。
- ・ 精神通院医療とは、精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症（精神分裂病）、精神作用物質による急性中毒、または、その依存症、知的障がい、精神病質、その他の精神疾患がある人で、通院による精神医療が継続的に必要な病状にあるものを対象とします。

③ 療養介護医療

医療を必要とし、常時介護を必要とする身体の障がいがある人に、医療施設において療養介護医療の提供を行います。

その他の障がい福祉サービス

重度心身障害者医療

重度の身体障がいのある人、重度の知的障がいのある人、または、身体障がいと知的障がいがある人に対して医療費の一部を助成します。

【重度心身障害者医療の給付の対象】

- ・ 身体障害者手帳 1 級又は 2 級の交付を受けている人
- ・ 児童相談所又は知的障害者更生相談所において重度の知的障がいと判定された人
- ・ 身体障害者手帳 3 級の交付を受けている人で、児童相談所又は知的障害者更生相談所において中度の知的障がいと判定された人

5. 地域生活支援事業

(1) 必須事業

① 理解の促進研修・啓発事業

地域住民に対して、障がい等に対する理解を深めるため、地域自立支援協議会と連携し研修会の開催、イベント等を活用し、障がい者の問題についての理解・認識を深め、障がい福祉の増進を図ります。

② 自発的活動の支援事業

障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業として、町内に居住する障がい者やボランティア団体が自ら立案した自主的事業を支援・補助します。

③ 相談支援事業

ア) 障害者相談支援事業

障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行います。

サービス利用に係る利用者の負担はありません。

【事業の具体的内容】

- ・ 福祉サービスの利用支援（情報提供、相談等）
- ・ 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言、指導等）
- ・ 社会生活力を高めるための支援
- ・ ピアカウンセリング
- ・ 権利擁護のために必要な支援
- ・ 専門機関の紹介

イ) 地域自立支援協議会

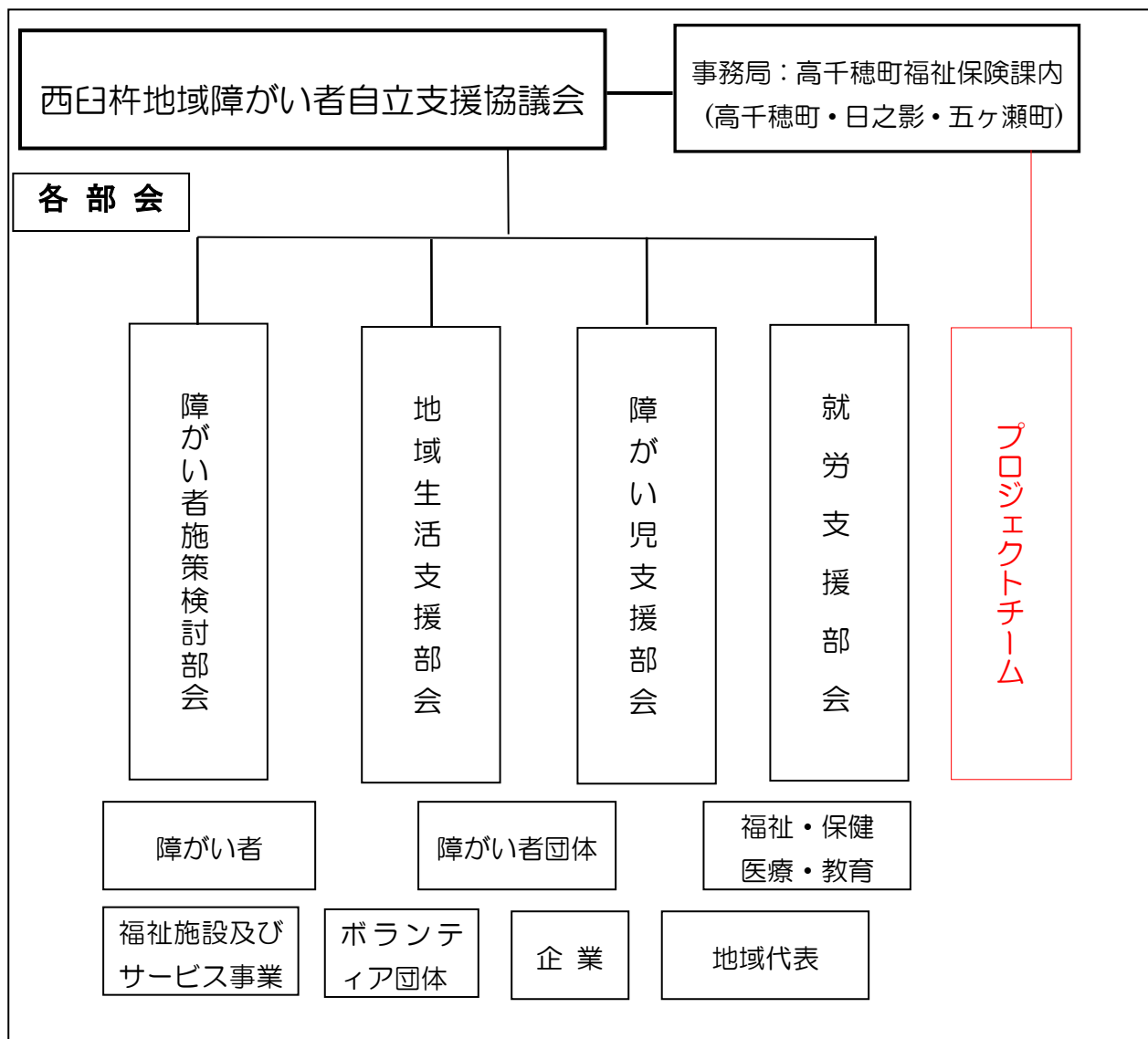
相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として、障害福祉サービス事業者、雇用・教育・医療といった関連する分野の関係者からなる西臼杵地域障がい者自立支援協議会を日之影町・五ヶ瀬町と協力

して設置しています。

【事業の具体的内容】

- ・ 中立性、公平性を確保する観点から、相談支援事業の運営評価等を実施
- ・ 具体的な困難事例への対応のあり方について助言指導
- ・ 地域の関係機関によるネットワークを構築

西臼杵地域障がい者自立支援協議会の組織図



ウ) 基幹相談支援センター等援機能強化事業

令和2年度に西臼杵広域で基幹相談支援センター「西臼杵子ども・障がい者ネットワークセンター」を設置。地域における相談支援事業者に対する専門的な助言、指導、人材育成の支援、地域移行に向けた取組みを実施します。

エ) 住宅入居等支援事業

一般住宅への入居を希望しながら保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対して、入居に必要な支援ができるよう検討を行います。

オ) 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業

中核機関である「延岡・西臼杵権利擁護センター」と連携し、成年後見制度の普及啓発、利用の支援、障がいのある人の権利擁護を図ります。市民後見人養成講座を開催するとともに、法人後見実施機関の拡充に向けた取組みを行います。

【計画期間の見込量】

	実施の有無	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	有	1箇所	1箇所	1箇所
基幹相談支援センター	有	継続		
地域自立支援協議会	有	継続		
市町村相談支援機能強化事業	有	継続		
住宅入居等支援事業	無	無	無	有
成年後見制度利用支援事業 成年後見制度法人後見支援事業	有	継続		

◆今後の方策

- 西臼杵子ども・障がい者ネットワークセンターを中心に、引き続きサービスの提供事業所と連携して、必要な相談支援を実施します。
- 西臼杵地域障がい者自立支援協議会の各部会活動を充実させ、障がいのある人が地域でも安心して暮らすための体制づくりや地域課題の解決に取り組めます。また、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置の検討と地域生活支援拠点の整備等を検討していきます。

- 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業については、延岡・西臼杵権利擁護センターとの連携により、養成研修の実施・法人後見事業所の拡充を検討するとともに、必要な人が適切に利用することができるよう、リーフレットを活用した周知・啓発に努め利用の促進を図ります。意思決定支援を重視した後見活動が行われるよう、支援体制の構築に努めます。

④ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の方の意思疎通を仲介するために、必要に応じて手話通訳者、要約筆記者の派遣を行います。必要に応じて対応できるように、宮崎県聴覚障害者協会と委託契約を結んでいます。

【計画期間の見込量】（延人/年）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	5人	5人	5人

◆今後の方策

- あらゆるケースに対応できるよう、手話通訳者と要約筆記者の人材確保、人材育成に努めます。
- 事業の普及・啓発に努めます。

⑤ 日常生活用具給付等事業

重度の身体・知的障がいのある人、障がいのある児童、難病患者等を対象に、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等を給付または貸与します。

【計画期間の見込量】（実人/年）

種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	0人	0人	0人
自立生活支援用具	2人	2人	2人
在宅療養等支援用具	3人	3人	3人

情報・意思疎通支援用具	2人	2人	2人
排せつ管理支援用具	30人	30人	30人
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	1人	1人	1人

◆今後の方策

- 日常生活上の便宜を図るため、事業の普及・啓発に努めます。

介護・訓練支援用具

特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、訓練用ベッドなど

自立生活支援用具

入浴補助用具、便器、頭部保護帽、歩行補助つえ、移動・移乗支援用具、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置など

在宅療養等支援用具

透析液加湿器、ネブライザー（吸引器）、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計（音声式）、盲人用体重計など

情報・意思疎通支援用具

携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、盲人用時計、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工喉頭、福祉電話（貸与）、ファックス（貸与）、点字図書など

排せつ管理支援用具

ストマ用装具、紙おむつ、収尿器など

居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

障害者（児）の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの

⑥ 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通が困難な障がい者等が社会生活で自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とし、手話で日常会話を行うのに必要な手話表現技術の習得のための養成研修を行います。

【計画期間の見込量】（延人/年）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	2人	2人	2人

◆今後の方策

- 宮崎県聴覚障害者協会と連携し、手話奉仕員の人材育成に努めます。
- 地域のボランティア団体と連携し、聴覚障がい者との交流活動の促進に努めます。

⑦ 移動支援事業

屋外での移動に困難がある身体・知的・精神の障がいのある人や障がいのある児童を対象に、ヘルパーによる移動支援を実施し、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進します。令和4年度末現在、「高千穂町社会福祉協議会」「ひかり学園」「向陽の里」と契約しています。

【計画期間の見込量】（人/月 時間/年）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	5人	5人	5人
	240時間	240時間	240時間

◆今後の方策

- ガイドヘルパー等の人材確保、人材育成に努めます。
- グループ支援型、車両移送型といった柔軟な実施に向け、検討します。
- 事業の普及・啓発に努めます。
- 新規事業者の参入を働きかけ、サービスの量的確保に努めます。

⑧ 地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある人に対して、通所により創作活動や生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進や地域生活支援の促進を図る事業です。町内にあった3つの地域活動支援センターは、現在、就労支援継続事業所または生活介護事業所に移行しています。

当面は現状での事業推移を見ながら、自立支援協議会等の関係団体からの意見も参考にした上で、検討を行うこととします。

第4期に引き続き、第5期計画でも地域活動支援センター事業については新たな利用見込みは定めないこととします。

(2) 任意事業

本町の判断により、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な事業を行います。

① 日中一時支援事業

家族の就労などにより昼間介護者等がいない障がいのある人と障がいのある児童、また、介護者等の休息のために利用を希望する家族に対して、日中に障がいのある人と障がいのある児童を預かり、日常生活の世話など行い、日中活動の場の提供や介護者の就労支援等を行います。

費用の1割負担が必要です。

【計画期間の見込量】(人/月 時間/年)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	3人	3人	3人
	450時間	450時間	450時間

② 自動車運転免許取得助成・改造費助成事業（社会参加促進事業）

身体障がいのある人に対して、自動車運転免許を取得する際にかかった費用や、本人が運転する自動車の改造にかかる費用の一部を助成することにより、社会参加の促進を図ります。

広報等を通じて、助成対象者への制度周知を行います。

【計画期間の見込量】（人/年）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得助成事業	1人	1人	1人
自動車改造費助成事業	1人	1人	1人

③ 訪問入浴サービス事業

自宅で入浴が困難な重度な障がいのある人と障がいのある児童を対象に、訪問により居宅において入浴サービスを提供し身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

ただし、介護保険における訪問入浴サービスを受けられない人が対象です。

【計画期間の見込量】（人/月 時間/月）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	2人	2人	2人
	16時間	16時間	16時間

6. その他の支援事業

障害者住宅改造助成事業

在宅の障がいのある人と障がいのある児童のいる世帯に対して、その住宅が居住に適するように改造するための必要な費用の一部を助成することにより、自立した生活の維持・促進及び介護者の負担の軽減を図ることを目的とするものです。

身体障害者手帳1～3級（ただし、聴覚障害は除き、上肢機能障害は1～2級）及び療育手帳Aの交付を受けている人が対象です

【計画期間の見込量】（件数/年）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者住宅改造助成事業	3件	3件	3件

第5章

障がい児福祉計画

- 令和8年度の数値目標の設定について
- 第3期計画のサービス見込量と今後の方策

1. 令和8年度の数値目標の設定について

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援の重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度における成果目標を設定します。

<国の基本指針>

- 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- 令和8年度末までに、障がい児の地域社会の参加のため、すべての市町村または圏域において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- 令和8年度末までに難聴児支援のための中核機能を果たすための体制の確保を基本とする。
- 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- 令和8年度末までに、医療的ケア児支援の協議の場を設けるとともに、市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

◆目標設定

項目	目標
児童発達支援センター	県北圏域で設置済 延岡市内協力事業所 2
保育所等訪問支援を利用できる体制の確保	西臼杵地域で設置済 延岡市内協力事業所 2
難聴児支援のための体制の確保	令和8年度末までに設置の見込みはないが、支援のために関係機関との連携に努める。
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	県北圏域で設置済 延岡市内協力事業所 1
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	県北圏域で設置済 延岡市内協力事業所 2

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	西臼杵地域で設置 日頃より、関係機関と連携をはかり、既存の会議等を活用し協議の場とする。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	西臼杵地域で設置済 引き続き、養成講座の受講者や研修会の参加者増に努める。

2. 第3期計画の障害児福祉サービス見込量と今後の方策

(1) 障がい児の保健・相談

① 妊婦健康診査の充実

医療機関に委託して妊婦健康診査を実施し、妊娠中の異常の早期発見と予防、妊婦の健康管理、低出生体重児の予防などに努めます。妊婦の健康診査の経済的負担を軽減し、受診しやすくするため、無料受診券の配布を継続して実施します。

子育て世代包括支援センター（げんき荘内）では、産前産後のサポート事業や相談事業など支援の強化に努めます。

② 乳幼児健康診査・相談の充実

乳幼児の月齢に合わせた健康診査や相談を実施し、発育・発達等の乳幼児の健康状態の確認や異常の早期発見に努めます。

乳幼児健康診査については、全ての乳幼児の受診ができるように取り組みます。

子育て支援センターでの育児相談を工夫して、子育て相談をしやすい体制を整えていきます。

③ 早期療育指導の充実

発達が気になる乳幼児や育児不安を抱える親に対して、その子の発達や特徴に合わせた関わりについてアドバイスをしながら、子育て支援センター内に設置した西臼杵子ども・障がい者ネットワークセンターと連携し、発達の経過を確認に努めます。

(2) 障害児福祉サービス体系

障がいのある児童は、日常生活や社会生活において、何らかの制約を受けていることが多く、また障がいが重度化・重複化し、社会生活への適応が困難となるケースが増える傾向にあります。障害児福祉サービスは、これらの制約をできる限り軽減し、障がいのない児童と同様の生活が営めるよう、障がいのある児童の日常生活を支援し、自立した生活をサポートしていくものです。

サービスの種類は、通所サービス・入所サービスといった利用形態の違いによる体系別に部類され、「障害児通所支援」「障害児入所支援」となります。また、「障害児通所支援」サービスを利用する際は、「障害児支援利用計画」が必要となります。

原則として、18歳未満に適用されます。

サービス体系図

障害児福祉サービス	障害児通所支援	児童発達支援
		放課後等デイサービス
		保育所等訪問支援
		居宅訪問型児童発達支援
		障害児相談支援
	障害児入所支援	福祉型障害児入所施設
		医療型障害児入所施設

① 児童発達支援

集団療育や個別療育を行う必要がある未就学の障がいのある児童に対し、指定児童発達支援事業所において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能に関する訓練、集団生活への適応訓練等を行います。

② 放課後等デイサービス

学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障がいのある児童について、授業の終了後又は休業日に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行います。

③ 保育所等訪問支援

保育所等に通う障がいのある児童について、保育所や幼稚園等を訪問し、集団生活への適応のための教育相談も含めた臨床心理士等の専門的な支援を行います。

④ 居宅訪問型児童発達支援

医療の提供が必要な障がいのある児童や重度の障がいのために外出が困難な障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

⑤ 障害児相談支援

障害児通所支援サービスを利用する際に、障がいのある児童及びその保護者からの聞き取り等を行い、障がいのある児童の心身の状況やその置かれている環境、利用に関する意向等をまとめ「障害児支援利用計画」を作成します。

【計画期間の見込量】（人日分：月間利用人数×1人1月の平均利用日数）

（人：月間の利用人数）

種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	22人日分	22人日分	22人日分
	1人	1人	1人
医療型児童発達支援	0人日分	0人日分	0人日分
	0人	0人	0人
放課後等デイサービス	22人日分	22人日分	22人日分
	1人	1人	1人
保育所等訪問支援	4人日分	4人日分	4人日分
	1人	1人	1人
居宅訪問型児童発達支援	4人日分	4人日分	4人日分
	1人	1人	1人
障害児相談支援	1人	1人	1人
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	1人配置	1人配置	1人配置

◆今後の方策

- 町内にサービス提供事業所がないのが現状です。町単独での取り組みは難しいことから、障がい児支援については、第2期と同様、県北又は西臼杵圏域で取り組んでいきます。

自立支援協議会障がい児部会と連携して、障がい児支援のためのサービス構築に努めます。

相談支援事業所、サービス提供事業所、保育所・幼稚園・学校等の関係機関と連携を図るために、令和2年度に設置した「西臼杵子ども・障がい者ネットワークセンター」（広域基幹相談支援センターの機能を持つネットワークセンター）の機能を十分に生かし、障がいのある児童が必要とする障害福祉サービスがスムーズに利用できる

ように努めます。

(3) 子ども・子育て支援等における体制整備

障がいのある児童や発達障害の気になる児童が、地域において保育や幼児教育が受けられるよう、市内の保育所、認定こども園では保育士等の加配により支援します。また、放課後児童健全育成事業における体制の整備に努めます。

令和4年度末現在、市内に障がいのある児童の受け入れを行っている園が3つあり、受令和5年5月現在、市内にある放課後児童クラブにおいて、障がいのある児童の受け入れ数は1人となっています。診断がついていないものの発達特性のある児童・支援の必要な児童を合わせると5人となります。

西臼杵圏域内には、放課後デイサービス事業所がないため、障がいや特性のある児童と、そうでない児童が、放課後児童クラブで一緒に過ごしている現状があります。過ごす空間（環境）や支援員の確保に努めていく必要があります。西臼杵地域障がい者自立支援協議会、教育委員会等の関係機関と連携し、支援体制の整備に努めます。

(4) 障がい児の教育

① 教育相談の充実

西臼杵子ども・障がい者ネットワークセンターを中心に、乳幼児期の状況を把握している保健師、保育士、児童相談所、支援学校等と連携しながら、障がいのある児童一人ひとりに適切な教育の場が提供できるよう、訪問型による相談支援体制の構築に努めます。

② 就学支援・相談体制の充実

就学支援委員会を開催し、障がいのある児童・生徒に対して、適切な就学支援が行えるよう、各関係機関の連携を強化します。また、西臼杵子ども・障がい者ネットワークセンターを中心に、将来の就労も含めた一貫した相談支援ができる体制の構築に努めます。

③ 特別支援教育の推進

身体・知的障がいをはじめ、学習障がい(LD)、注意欠陥・多動性障がい(ADHD)、高機能自閉症、軽度発達障害のある児童が適切な支援を受けられるように福祉と教育分野の情報共有を密にして、特別支援教育の推進を図ります。

④ 学校施設のバリアフリー化

西臼杵地域障がい者自立支援協議会の障がい児支援部会から意見を聴取し、教育委員会と連携して、障がいのある児童が支障なく学校生活をおくることができるよう、障がいの特性に配慮した学校施設のバリアフリー化に努めます。

第6章

計画の推進体制

- 制度の普及啓発
- 関係機関等の連携
- 計画の達成状況の進行管理
- 人材の養成・確保・定着及び資質の向上

第6章 計画の推進体制

1. 制度の普及啓発

「障がいのある人及び障がいのある児童がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができる地域社会」の実現は、障がい及び障がいのある人に対する地域社会の理解が不可欠です。

「障害者総合支援法」の普及啓発に努めるとともに、「共生社会」の理念の定着を図ります。

2. 関係機関等の連携

(1) 庁内の推進体制

障がいのある人等のサービスを担う障がい福祉分野や児童福祉分野に限らず、保険・医療をはじめ、人権、雇用、教育、住宅等の多様な分野との連携が必要となります。そのため、関係各課との連携、調整を図りながら計画を推進します。

(2) 地域との連携

計画の推進に当たっては、地域の理解と協力が不可欠です。そのため、公民館や社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員協議会、地域団体、ボランティア団体、民間企業等との連携を図ります。また、障がいのある人等の地域生活への移行、就労支援などの推進にあたっては、福祉サイドのみならず、雇用、教育、医療といった分野を超えた総合的な取り組みが必要であることから、中核的な役割を果たす協議の場として、障害福祉サービス事業者、雇用・教育・医療といった関連する分野の関係者等からなる「西臼杵地域障がい者自立支援協議会」を活用していきます。

(3) 県及び近隣自治体等との連携

サービスの調整や効果的なサービスの提供基盤の整備、人材の育成、就労支援等、広域的な対応が必要となります。そのため、西臼杵圏域である五ヶ瀬町、日之影町、さらには、県北圏域である延岡市及び宮崎県との連携を図ります。

3. 計画の達成状況の進捗管理

本計画の円滑な推進のため、各年度において、サービスの供給量のほか、地域生活への移行や一般就労への移行の達成状況の点検・評価を行います。

また、国・県の動向及び隣接市町のサービス実施状況なども踏まえ、障がいのある人や当事者団体等との意見交換を行ないつつ、必要に応じ計画の見直しを検討していきます。

4. 人材の養成・確保・定着及び資質の向上

障害福祉サービスの量的な整備とともに、サービスの質的向上を図るために、サービスの担い手の養成、量的な人材確保・定着に努めます。

また、県や近隣市町村との連携を図り、必要な人材及び資質の向上に広域的に取り組んでいきます。

